

令和2年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和2年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 日本原子力研究開発機構における令和元年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は4,360件、契約金額は1,098億円である。このうち、競争性のある契約は3,898件(89.4%)、901億円(82.1%)、競争性のない随意契約は462件(10.6%)、197億円(17.9%)となっている。

平成30年度と比較して、各年度の総契約数に対する競争性のない随意契約の件数割合が増加(平成30年度9.0%⇒令和元年度10.6%)し、金額割合は減少(平成30年度28.8%⇒令和元年度17.9%)している。件数割合(1.6ポイント増)の増加については、研究開発成果の最大化を重視する観点から、主に研究開発に係る設備機器の特殊性・互換性の確保、特殊な資機材の買入れ及び借入れ等の研究開発の特殊性を理由とした特命クライテリアの適用案件が増加したことによる(平成30年度132件2.8%⇒令和元年度180件4.1%)。

表1 令和元年度の日本原子力研究開発機構の調達全体像(単位:件、億円)

	平成30年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(83.9%) 3,970	(61.8%) 715	(81.9%) 3,572	(69.5%) 764	(▲10.0%) ▲398	(6.9%) 49
企画競争・ 公募	(7.1%) 335	(9.4%) 109	(7.5%) 326	(12.5%) 138	(▲2.7%) ▲9	(26.6%) 29
競争性のある 契約(小計)	(91.0%) 4,305	(71.2%) 825	(89.4%) 3,898	(82.1%) 901	(▲9.5%) ▲407	(9.2%) 76
競争性のない 随意契約	(9.0%) 426	(28.8%) 334	(10.6%) 462	(17.9%) 197	(8.5%) 36	(▲41.0%) ▲137
合計	(100%) 4,731	(100%) 1,159	(100%) 4,360	(100%) 1,098	(▲7.8%) ▲371	(▲5.3%) ▲61

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対30年度伸率である。

(2) 日本原子力研究開発機構における令和元年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、1 者以下の契約件数は 2,370 件(72.5%)、契約金額 580 億円(76.3%)である。

令和元年度においても、一般競争入札における応札者を拡大し、更なる競争性の確保を図るため、公告期間の十分な確保、分かりやすい仕様書の作成、仕様書等の点検、電子入札の活用、年間発注計画の作成、機構ホームページへの掲載等の取組を着実かつ継続的に実施した。

平成 30 年度と比較して、一者応札・応募の各年度の競争契約総数に対する件数割合が増加(平成 30 年度 68.4%⇒令和元年度 72.5%)しているが、これは、2 者以上も含めた競争契約総数(平成 30 年度 3,517 件⇒令和元年度 3,267 件)が 250 件減少している中で、一者応札・応募件数の減少割合が競争契約総数の減少割合よりも相対的に少なくなっているためであると考えられる。一者応札・応募件数の減少割合が相対的に少なかった要因としては、応札しなかった企業へのアンケート調査において、原子力特有の高い品質管理への対応が困難であること、製品の開発要素が多く、履行できるかリスクがあること、互換性の観点から製造メーカ等が実施しなければ品質が担保できないなどの原子力施設特有の特殊性を理由とした回答の割合が前年度に比べ増加していることが考えられ、引き続き、原子力研究に係る特殊物品の調達等は、互換性や継続性の観点から新規企業が参入を回避する傾向にあるものと考えられる。

表 2 令和元年度の日本原子力研究開発機構の一者応札・応募状況(単位:件、億円)

		平成 30 年度	令和元年度	比較増△減
2者以上	件数	(31.6%) 1,113	(27.5%) 897	(▲19.4%) ▲216
	金額	(38.1%) 249	(23.7%) 180	(▲27.7%) ▲69
1者以下	件数	(68.4%) 2,404	(72.5%) 2,370	(▲1.4%) ▲34
	金額	(61.9%) 404	(76.3%) 580	(43.6%) 176
合 計	件数	(100%) 3,517	(100%) 3,267	(▲7.1%) ▲250
	金額	(100%) 652	(100%) 760	(16.6%) 108

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争又は公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対 30 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記 1. の分析及び機構における研究開発業務の特殊性を踏まえ、法人の使命である「研究開発成果の最大化」を推進するために、重点的に取り組む分野及び取組内容は、以下のとおりとする。

(1) 適正な調達手段の確保

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月閣議決定)」に基づき、一般競争入札等の契約を原則としつつも、研究開発成果の最大化を重視する観点から、研究開発業務の特殊性を考

慮し、随意契約基準要件(特命クライテリア)に基づき、適切に判断の上、公平性・透明性を確保しつつ随意契約を含めた合理的な方式による契約手続を推進する。この場合、契約監視委員会において個々の契約案件の合理性について事後点検を行う。

一者応札・応募については、応札者拡大のための各種取組を継続的に実施し、競争性の確保を図る。また、2 か年度以上連続して一者応札が継続し、競争環境が整う見込みがない契約案件について、契約審査委員会の審査を受け、随意契約事前確認公募に移行することにより、競争性及び透明性を確保しつつ、合理的な契約手続を推進する。

(主な取組事例)

- ・年間発注計画の作成及びホームページ掲載
- ・一者応札案件に対し、応札しなかった企業へのアンケート
- ・一者連続受注案件に対する、コスト分析等に資する履行実績調査の実施
- ・応札者に分かりやすい仕様書の作成、仕様書及び発注単位の点検
- ・更なる電子入札の活用促進(業者事情により実施できない場合は除く。)
- ・入札手順を解説した「入札参加ガイド」の効果的な周知 等

さらに、一般競争入札における実質的な競争性が確保されているか否かについて検証するため、契約監視委員会において落札率が 100 パーセント等、高落札率となっている個々の契約案件の事後点検を行い、更なる契約の適正化を図る。

【評価指標:研究開発業務の特殊性を考慮した合理的な契約手続への移行件数、応札者拡大のための各種取組の着実な実施】

(2) 合理的調達に関する取組

環境負荷の少ない物品等の調達を継続実施するとともに更なる契約事務の効率化及び経費節減を図るため、以下の取組を実施する。

①環境負荷の少ない物品等の調達

環境物品等の調達の推進を図るため、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを発注仕様書に明記するなど、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努める。

②適切な発注単位の調達

一括調達等によるスケールメリットと分割調達による競争性の向上の両方の観点から、一括調達の適否を慎重に検討し、常に最適な発注単位での調達を目指す。

【評価指標:一括調達及び最適な発注単位での調達への変更件数】

③Web 調達の整備

発注手続の効率化に資するものとして、少額で購買頻度の高い消耗品等を対象としたインターネット購買サイトを活用した物品調達(Web 調達)システムの令和 3 年度正式導入に向け、システム環境、運用基準等の着実な整備と一部の部署での同システムの試行を実施する。

【評価指標:システム環境整備、運用基準等の整備、試行結果の評価の実施】

(3) 職員等のスキルアップ

契約事務の基礎知識、応用力等を習得させることにより契約部門の生産性を向上させることを目的に、契約業務に係る初任者向けの契約初任者研修及び実務者向けの契約実務者研修を実施する。

さらに、外部機関等からの指摘事項を整理し、指摘の再発防止を目的として、令和元年度に作成した「契約手続に関する指摘対策ケースブック(請求箇所編)」に続き、「契約手続に関する指摘対策ケースブック(契約箇所編)」を作成し、契約担当者のスキルアップ等に活用する。

【評価指標:研修・スキルアップ活動:実施回数 1 回以上/年、契約担当者における受講者割合】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の徹底

随意契約を締結することとなる案件について、法人内に設置されている契約審査委員会により、「随意契約によることができる事由」(会計規程)との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から、少額随意契約基準額を超える全ての随意契約案件について事前点検を実施する。

【評価指標:契約審査委員会による点検件数:少額随意契約基準額超全件】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達に係る不祥事の発生の未然防止・再発防止のため、以下の取組を実施する。

- ・契約に係る内部規程等の点検、外部講習受講等により、不祥事発生の防止に取り組む。
- ・懸案事項の発生、規程等の改正を実施した場合は綿密な連携強化及び共通認識を図るため契約担当課長を対象とした会議を実施する。
- ・契約に係る事務手続は適正に行われているか、関係書類は適正に管理されているかなどに着眼し、契約審査を実施する。
- ・リスクマネジメントを推進することにより、契約業務に係るリスクを抽出し、必要に応じて対策を講じる。
- ・適切な契約手続、リスクの未然防止、コスト削減を目的に、各拠点の契約請求発注部署を対象として、TV 会議等も活用し、個々の契約案件に関して契約方式・発注単位・仕様内容などの適正性についてヒアリングを実施する。
- ・全職員に対して研究不正防止及び入札談合の未然防止の観点から e ラーニング等の教育・啓蒙活動を実施する。

(3) 利害関係者等との接触に関する取組

利害関係者等と職務に関し接触する場合における留意事項等を遵守し、職務遂行の公正性を確保するとともに、利害関係者等との接触記録を機構ホームページで公表する。

また、機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外通報窓口及び離職役職員以外からの不公正な取引行為を受けた場合の報告・通報制度を継続する。

これらの規定や外部通報窓口等が有効に機能しているか等について、引き続き監視・検討していく。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させる。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、契約担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組む。

総括責任者 契約担当理事

副総括責任者 契約部長

メンバー 財務部長、大洗研究所管理部長、敦賀事業本部地域共生部長、幌延深地層研究センター所長、東濃地科学センター所長、人形峠環境技術センター所長、青森研究開発センター所長及び福島研究開発拠点福島事業管理部長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に定められた入札及び契約の適正化などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

また、契約審査体制のチェックを強化する観点から、契約監視委員会において契約審査委員会及び契約審査部会での契約審査状況をチェックする。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、日本原子力研究開発機構のホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、契約監視委員会の点検を経て、調達等合理化計画の改定を行う。